平成２２年（フ）第２１９３号
福岡市南区和田２丁目19番１―201号
債務者　米原　千明
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２２３号
福岡県古賀市天神１丁目１番20号
債務者　堀田　能成
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３５６号
福岡市早良区梅林７丁目40番38―103号
債務者　杣友和歌美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３６３号
福岡市早良区室見４丁目24―８グランドハイツ室見403
債務者　神保　　治
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３６９号
福岡市西区今津4807番地90
債務者　神前　智枝
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３７３号
福岡市城南区樋井川１丁目５番13号
債務者　矢野　二郎
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３７４号
福岡市城南区樋井川１丁目５番13号
債務者　矢野たえ子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３８６号
福岡市東区千早１丁目44番10―705号
債務者　小山　洋一
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３８９号
福岡市城南区七隈５丁目18番５号
債務者　北野　千絵
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３９２号
福岡市早良区有田４丁目24番６号
債務者　古川ひとみ
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４１４号
福岡市早良区野芥７丁目23番３号
債務者　森田　勇二
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４１６号
福岡市中央区輝国２丁目１番17号
債務者　中川　克明
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４２８号
福岡市南区長丘５丁目21番20―302号
債務者　藤野　勝行
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４４５号
福岡市東区唐原４丁目２番16号
債務者　亀岡　和江
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４５９号
福岡市東区下原１丁目20番50―312号
債務者　原口　朝幸
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４６８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2476番地１
債務者　半田　　猛
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４６９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2476番地１
債務者　半田　惠子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４８１号
福岡市城南区茶山４丁目１番21号
債務者　西　　伸章
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部